

労働者派遣事業に関する情報公開

(法第23条第5項)

労働者派遣法の定めにより、派遣元事業主は、派遣先から受け取る派遣料金に占めるマージン率などを公開することが義務付けられています。

マージンとは派遣料金の平均額からスタッフ賃金の平均額を引いたもので、マージン率とは派遣料金に占めるマージンの割合を言います。

このマージンの中には、社会保険料(健康保険、厚生年金、介護保険)や労働保険料(雇用保険、労災保険)の会社負担分、健康診断費用、有給休暇会社負担引当分、社宅の初期費用、さらに採用募集費、教育訓練費用、営業所等の家賃、営業スタッフの人件費など、会社経費が含まれています。

派遣労働者数・派遣先数・マージン率等

2023年10月1日現在

事業所名	派遣労働者数	派遣取引先数	派遣料金平均額	賃金平均額	マージン率
宮城営業所	184	22	15,432	10,406	32.6%
福島営業所	87	16	15,685	10,376	33.8%
栃木営業所	76	28	14,516	9,762	32.8%
さいたま営業所	113	25	15,481	10,602	31.5%
茨城営業所	117	9	15,272	10,437	31.7%
鹿島営業所	133	15	16,176	10,695	33.9%
八千代営業所	3	2	14,800	9,736	34.2%
津田沼営業所	135	28	14,532	10,053	30.8%
神奈川中央営業所	145	13	16,901	10,941	35.3%
横浜出張所	89	19	15,923	11,067	30.5%
豊橋営業所	77	6	16,852	11,078	34.3%
名古屋営業所	149	17	18,077	12,077	33.2%
滋賀営業所	60	13	14,775	9,864	33.2%
大阪出張所	82	12	17,370	11,515	33.7%
湖南営業所	1	1	16,000	11,200	30.0%
明石営業所	163	22	14,875	10,109	32.0%
広島営業所	107	14	16,827	11,344	32.6%
山口営業所	103	26	16,467	10,703	35.0%
福岡営業所	81	12	12,978	8,831	32.0%
鳥栖営業所	105	23	12,438	8,797	29.3%

当社全体平均 32.4%

教育訓練に関する事項

派遣前研修の実施	<ul style="list-style-type: none">① 当該業種における基礎知識教育② 当該業種における安全衛生教育③ ビジネスマナー、コンプライアンス等の教育
派遣就業中の実施	派遣労働者のキャリアアップに資する内容とし、入職時から1～2年程度は基礎的・共通的な教育訓練を中心に実施する。さらに勤続年数や職歴等を踏まえて、本人のキャリアアップに資するようなスキル・知識の習得に向けた教育訓練を実施していく。

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

待遇決定方式について	<ul style="list-style-type: none">① 労使協定を締結しているか否か：締結している② 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 派遣先均等・均衡方式をとる派遣先に派遣就業する労働者以外の派遣労働者③ 労使協定の有効期間の終期：2025年3月31日 (次回更新日：2025年4月1日、終期：2026年3月31日)
------------	--